



短期掛金率 (福祉分1.01/1000を含む。)

令和7年4月1日付けの記事でお知らせしたとおり、令和7年4月以降の短期掛金率は、同年3月までと変更はありません。

$$\frac{38.56}{1,000}$$

変更なし

$$\frac{38.56}{1,000}$$



令和7年度の 特定保険料率に相当する 掛金率及び負担金率

特定保険料率とは、当該年度における組合員の総報酬額に占める高齢者医療制度への拠出金の割合を示すものであり、組合員と事業主(国)とが折半して負担することになっています。

令和7年度は、短期掛金率38.56/1,000のうち、19.22/1,000を高齢者医療制度のために拠出しています。

$$\frac{19.22}{1,000}$$

$$\frac{19.22}{1,000}$$

(参考) 令和6年度

$$\frac{18.745}{1,000}$$

$$\frac{18.745}{1,000}$$